

政令第三百三十六号

警察法施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二十七項中「、別表第三第一号」を「、別表第三第二号」に、「（平成十九年三月三十一日までの間は、同項に定める人員に百五十四人を加えた人員）を別表第三第一号の表（平成八年三月三十一日までの間は、附則第二十一項の表）に掲げる各級に区分し、各区分ごとの人員に順次同表」を「に別表第三第二号の表埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、兵庫県及び福岡県の項」に改め、「を階級別ごとに合計した人員」を削る。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第七条関係）

地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準

千葉県	東京都	埼玉県	群馬県	栃木県	茨城県	福島県	山形県	秋田県	宮城県	岩手県	青森県	北海道
九、六三二人	四二、六二六人	一一、三〇九人	三、三九五	三、三七〇人	四、七九三人	三、二七四人	一、九七六	一、九四一人	三、六九〇人	二、一二五人	二、二九五	一〇、三五三人

京都府	滋賀県	三重県	愛知県	岐阜県	福井県	石川県	富山県	静岡県	長野県	山梨県	新潟県	神奈川県
六、四一人	二、二三三人	三、〇二一人	一三、一八九人	三、四六六人	一、七二五人	一、九六九人	一、九三一人	六、一七〇人	三、三七九人	一、六六〇人	四、一二二人	一五、一九六人

高知県	愛媛県	香川県	徳島県	山口県	広島県	岡山県	島根県	鳥取県	和歌山県	奈良県	兵庫県	大阪府
一、五九〇人	二、四一九人	一、八三四人	一、五二九人	三、〇八四人	五、〇五九人	三、四四一人	一、五〇七人	一、二一三人	二、一三三人	二、四四八人	一一、六六一人	二〇、八八四人

福岡県	一〇、八〇九人
佐賀県	一、六九四人
長崎県	三、〇二一人
熊本県	三、〇二五人
大分県	二、〇五三人
宮崎県	二、〇〇一人
鹿児島県	二、九九七人
沖縄県	二、六四一人

別表第三第一号中「埼玉県警察」の下に「、千葉県警察」を加え、同表第二号中「埼玉県警察」の下に「、千葉県警察」を加え、同号の表埼玉県、神奈川県、愛知県、兵庫県及び福岡県の項中「埼玉県」の下に「、千葉県」を加え、同号の表東京都及び大阪府の項中「一、〇〇〇分の二五」を「一、〇〇〇分の二七」に、「一、〇〇〇分の五七」を「一、〇〇〇分の五九」に、「一、〇〇〇分の六〇二」を「一、〇〇〇分の五九八」に改める。

附 則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

理 由

警察事務の実情に鑑み、地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準並びに都警察、大阪府警察及び千葉県警察における地方警察職員たる警察官の階級別定員の基準を改める必要があるからである。